

## 特約付き金銭信託「認知症サポート信託」の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社（社長：飯盛 徹夫、以下「みずほ信託銀行」）は、本日より、認知症になった場合でも自分のお金が円滑に生活費や医療費などに使われるように、認知症になる前から備えることができる「認知症サポート信託」の取り扱いを開始します。

また同時に、株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）、みずほ証券株式会社（社長：飯田 浩一）においても、当行の信託代理店として本商品の取り扱いを開始します。

日本の認知症高齢者の数は、2012年で462万人と推計されており、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています<sup>(※)</sup>。このように、認知症はだれもがなりうるものであり、家族や友人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

みずほ信託銀行は、事前に備えることで、認知症になっても自身の資産をしっかりと管理しながら、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け本商品を開発しました。

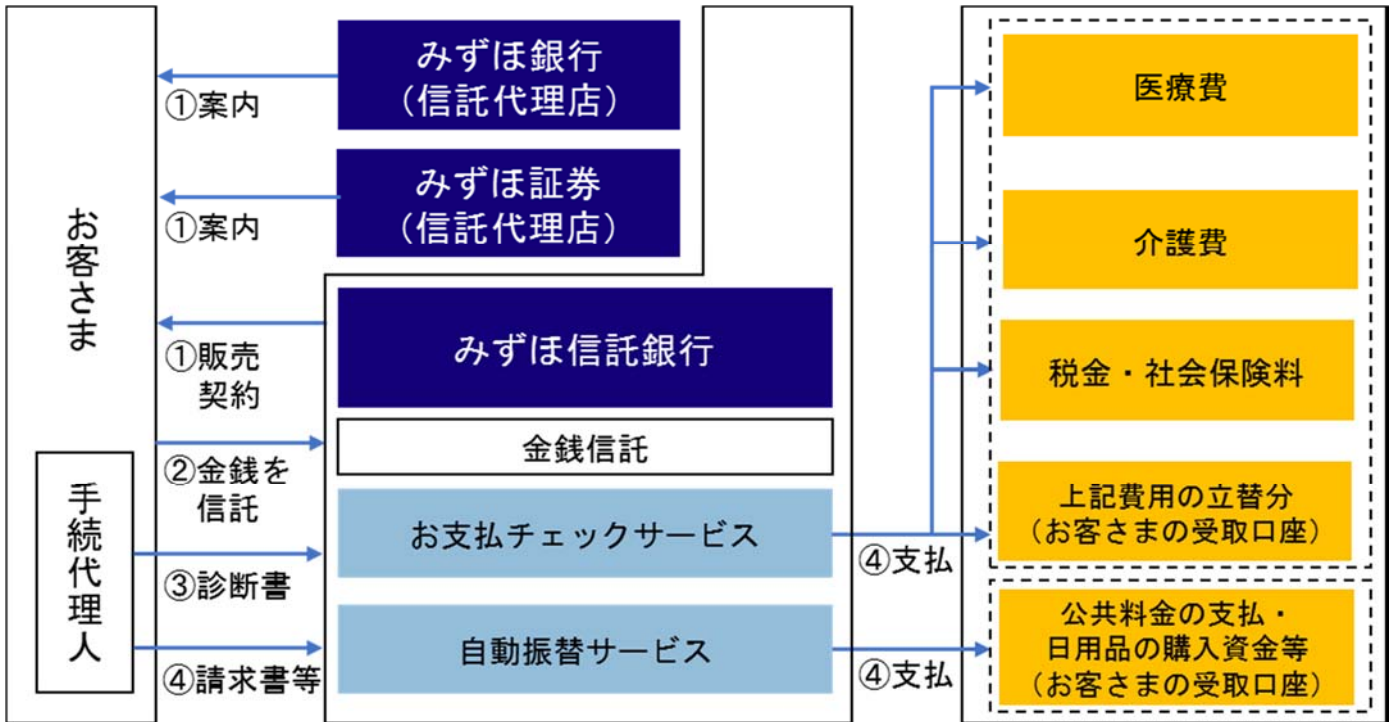
(※) 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」より

「認知症サポート信託」の特徴は以下です。

- ▶ あらかじめお客さまから金銭（信託財産）の信託とともに、手続代理人を指定していただきます。
- ▶ お客さまが医師から認知症と診断された場合には、みずほ信託銀行所定の認知症診断書をご提出いただくことで、詐欺被害防止等の観点からお客さま単独での資金の払い出しを制限します。  
この場合、お預かりしている信託財産から、ご指定いただいた金額を毎月お客さまの口座に振り替え、生活費等に使用いただくことができます。また、高額な医療費や介護費などについては、手続代理人からのご請求により、払出内容をみずほ信託銀行が確認したうえで信託財産から支払いできます。
- ▶ 手続代理人が死亡等により不在とならないよう次順位の手続代理人もご指定いただくことができ、万一手続代理人が死亡等により不在となった場合には、みずほ信託銀行から別の親族や市区町村（地域包括支援センター）へ連絡する機能も備えました。

〈みずほ〉は、信託機能を活用した商品・サービスの開発・提供を通じて、財産の管理・運用・承継に関する幅広いニーズにお応えすることで、社会・経済の発展に貢献していきます。

<スキーム図>



<商品の概要>

1. 商品名	認知症サポート信託
2. ご利用いただける方	個人のお客さま（国内に居住しているお客さま）
3. 商品の概要	
手続代理人・次順位の手続代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客さまが、原則として3親等以内の親族、弁護士、司法書士の中から1名指定します。また手続代理人の相続等に備え、次順位の手続代理人を指定することもできます。（手続代理人に指名権を与える機能も追加できます）</li> </ul>
お支払チェックサービス（基本機能）	<ul style="list-style-type: none"> <li>みずほ信託銀行は、手続代理人により提出された請求書等の記載事項を確認し、医療機関や介護施設等、またはお客さまの口座（みずほ銀行・みずほ信託銀行の普通預金）にお支払いします。請求書または領収書1件あたり10万円以上の医療費、介護費、税金・社会保険料を対象とします。</li> </ul>
自動振替サービス（任意機能）	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客さまの認知症診断書がみずほ信託銀行に提出されてから、お客さまが予め指定した方法によりお客さまの口座（みずほ銀行・みずほ信託銀行の普通預金）に定時定額でお支払いします。</li> <li>月あたり50万円以内の金額をご指定いただけます。</li> </ul>
ご家族連絡先（推定相続人）・市区町村（地域包括支援センター）への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客さまの認知症診断書のご提出後に、手続代理人、次順位の手続代理人が死亡等により不存在となった場合、みずほ信託銀行が本商品の契約内容を提供する連絡先として、ご自身の推定相続人の中から最大3名まで指定できます。</li> <li>ご家族連絡先（推定相続人）も死亡等により不存在となった場合やみずほ信託銀行が必要と判断する場合に、みずほ信託銀行は、お客さまが居住する市区町村（地域包括支援センター）に本商品の契約内容を提供し、成年後見制度の利用等の検討を依頼します。</li> </ul>

4. 信託金額	500 万円以上（1 円単位）
5. 信託の終了	お客さまに相続が発生した時等
6. 信託報酬 （お客さまの費用）	<p>【設定時信託報酬】</p> <p>&lt;2019 年 9 月 30 日までの信託設定の場合&gt; 信託金額に対し 1.08%（税抜き 1.00%）、上限 216 万円（税抜き 200 万円）</p> <p>&lt;2019 年 10 月 1 日からの信託設定の場合&gt; 信託金額に対し 1.10%（税抜き 1.00%）、上限 220 万円（税抜き 200 万円）</p> <p>【管理信託報酬】（お客さまの認知症診断書がみずほ信託銀行に提出されてから）</p> <p>&lt;2019 年 9 月分まで&gt; 月額 3,240 円（税抜き 3,000 円）</p> <p>&lt;2019 年 10 月分以降&gt; 月額 3,300 円（税抜き 3,000 円）</p> <p>【運用報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同運用財産について生じた利益からお支払いいただきます</li> </ul>
7. 取扱窓口	<p>みずほ信託銀行、みずほ銀行、みずほ証券</p> <p>（本商品はみずほ信託銀行の商品であり、みずほ銀行・みずほ証券はみずほ信託銀行の信託代理店として契約締結の媒介を行います）</p>

以 上